

期限付酒類小売業免許届出書

整理番号

※

令和 7 年 7 月 30 日 丸亀 税務署長殿	届出者 (住所) 〒 760 - 0068 香川県高松市松島町 3-5-1 (フリガナ) (氏名又は名称及び代表者氏名) カブシキガイシャセトウチ 株式会社瀬戸内 ミヤマエ ヒロユキ 宮前 博行	(電話) 087 - 805 - 3875
-----------------------------	---	-----------------------

期限付酒類小売業免許について、次の要件を具備しているので関係書類を添付して下記のとおり届出します。
なお、臨時販売場で酒類の小売を行う期間中は、届出販売場等の要件を遵守します。

届出日の要件	原則として販売場を開設する日の10日前までに届出すること。
届出者の要件	届出者は、酒類製造者又は酒類販売業者であること。
届出販売場等の要件	<p>博覧会場、即売会場その他これらに類する場所（以下「博覧会場等」という。）で臨時に販売場を設け酒類の小売を行う場合であり、かつ、次の要件に該当していること。</p> <p>ただし、同一者による同一場所での届出は当該販売場を開設する日から起算して1か月以内において1回に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 催物等の開催期間のうち、酒類の販売を行う期間が10日以内（連続した日であることを要しない。）であること。 ② 催物等の開催期間又は開催期日があらかじめ定められており、かつ、それが客観的に明瞭であること。 ③ 酒類の小売目的が、特売又は在庫処分等でないこと。 ④ 博覧会場等の管理者との間の契約等により、販売場の設置場所が特定されていること。 ⑤ 販売する酒類の範囲は、免許を受けている酒類の品目と同一であること。 ⑥ 催物等の開催場所以外の場所へ酒類を配達しないこと。

記

販売場の所在地	(住居表示) 香川県仲多度郡まんのう町吉野4243-12		
及び名称	(詳細は別添図面のとおり) (名称) 国営讃岐まんのう公園 (電話) 0877 - 79 - 1700		
酒類販売管理者の選任(予定)	花田明美 役職、届出者との関係等（従業員）		
販売する酒類の範囲(品目・銘柄等)	<input checked="" type="checkbox"/> ビール <input type="checkbox"/> 清酒 <input type="checkbox"/> 果実酒 <input type="checkbox"/> リキュール <input checked="" type="checkbox"/> その他（発泡酒）		
既に有している主たる酒類販売(製造)場の明細	所在地	香川県高松市松島町3丁目5番1号	
	名称	株式会社瀬戸内	所轄税務署名 丸亀 税務署
免許を受けている酒類の品目	<input type="radio"/> 全酒類 <input checked="" type="radio"/> その他（ビール、発泡酒製造免許）		
臨時販売場の開設区分	卸売会場（自製酒類）	臨時販売場の開設期間	令和 7 年 8 月 23 日から 令和 7 年 8 月 24 日まで

※税務署処理欄	入力年月日	担当者印
---------	-------	------